

本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7添-2-055 改1
提出年月日	2020年4月23日

V-2-11-2-6 原子炉遮蔽壁の耐震性についての計算書

K7 ① V-2-11-2-6 R0

2020年4月

東京電力ホールディングス株式会社

V-2-11-2-6 原子炉遮蔽壁の耐震性についての計算書

目 次

1. 概要	1
2. 一般事項	1
2.1 配置概要	1
2.2 構造計画	2
2.3 評価方針	2
2.4 適用基準	2
2.5 記号の説明	4
3. 評価部位	5
4. 構造強度評価	6
4.1 構造強度評価方法	6
4.2 荷重の組合せ及び許容応力度	6
4.2.1 荷重の組合せ	6
4.2.2 許容応力度	6
4.3 設計用地震力	7
4.4 計算方法	8
4.5 計算条件	9
4.5.1 原子炉遮蔽壁の応力計算条件	9
4.6 応力の評価	9
5. 評価結果	9
5.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての評価結果	9
6. 参照図書	9

1. 概要

本計算書は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」に基づき、下位クラス設備である原子炉遮蔽壁が設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認することで、隣接している上位クラス施設である原子炉圧力容器に対して波及的影響を及ぼさないことを説明するものである。以下、設計基準対象施設としての構造強度評価を示す。また、重大事故等時においても波及的影響を及ぼさないことを説明するため、重大事故等時を考慮した構造強度評価を示す。

なお、本計算書においては、新規制対応工認対象となる設計用地震力に対する評価について記載するものとし、前述の荷重を除く荷重による原子炉遮蔽壁の評価は、平成3年8月23日付け3資庁第6675号にて認可された工事計画の添付書類（参照図書(1)）による（以下「既工認」という。）。

2. 一般事項

2.1 配置概要

原子炉遮蔽壁は、原子炉本体の基礎の上部に設置される。原子炉遮蔽壁は、図2-1の位置関係図に示すように、上位クラス施設である原子炉圧力容器の周辺に設置されており、損傷により原子炉圧力容器に対して波及的影響を及ぼすおそれがある。

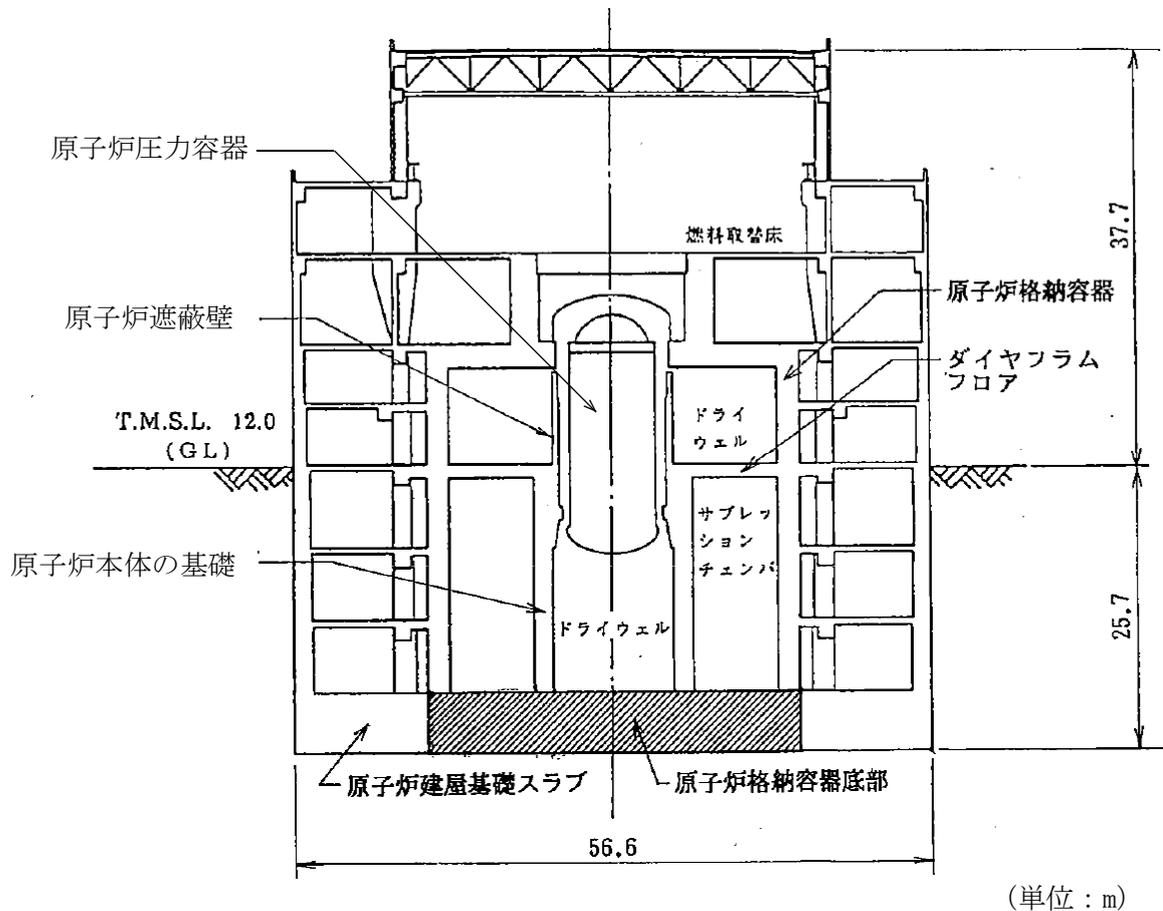


図2-1 原子炉遮蔽壁の位置関係図

2.2 構造計画

原子炉遮蔽壁の構造計画を表 2-1 に示す。

2.3 評価方針

原子炉遮蔽壁の応力評価は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」にて設定した荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界に基づき、「3. 評価部位」にて設定する箇所に作用する設計用地震力による応力度が許容限界内に収まることを、「4. 構造強度評価」にて示す方法にて確認することで実施する。確認結果を「5. 評価結果」に示す。

原子炉遮蔽壁の耐震評価フローを図 2-2 に示す。

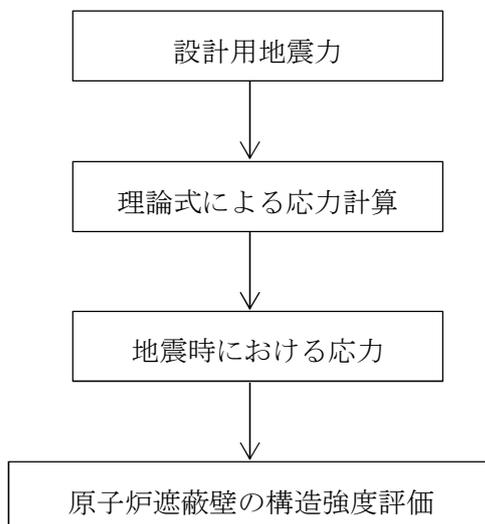


図 2-2 原子炉遮蔽壁の耐震評価フロー

2.4 適用基準

適用基準を以下に示す。

- (1) 鋼構造設計規準（日本建築学会 2005改定）

表 2-1 構造計画

計画の概要		概略構造図
基礎・支持構造	主体構造	
<p>基部は溶接により T. M. S. L. 約 12.3m で原子炉本体の基礎に固定されている。 鉛直方向荷重及び水平方向荷重は原子炉本体の基礎を介して原子炉格納容器底部に伝達させる。</p>	<p>外径約 <input type="text"/> mm, 壁厚約 <input type="text"/> mm 及び <input type="text"/> mm, 高さ <input type="text"/> mm の原子炉圧力容器を取り囲む円筒形の壁であり, 内外の鋼板及びその内部に充てんされたモルタルより構成されている。 なお, 原子炉遮蔽壁のモルタルは, 強度部材として考慮しない。</p>	<p style="text-align: right;">(単位: mm)</p>

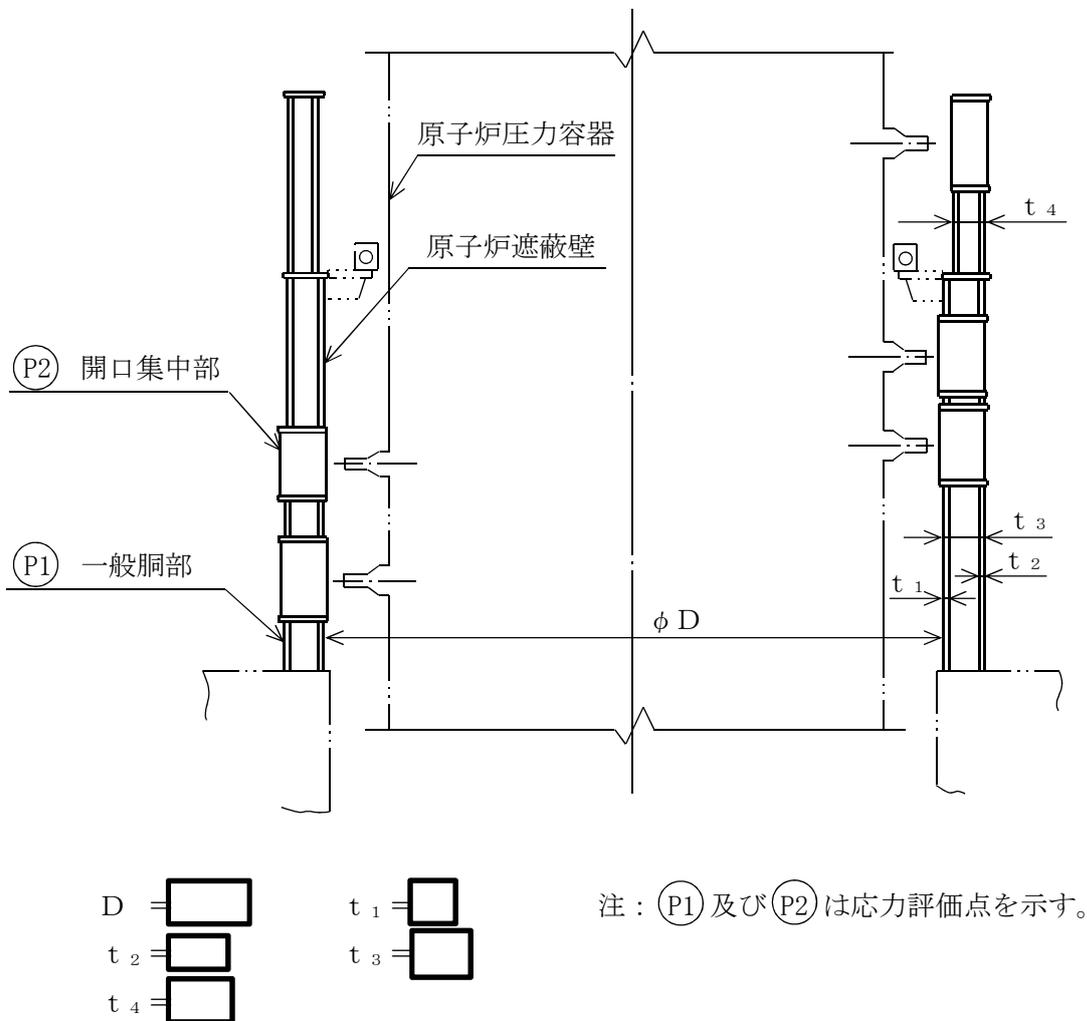
2.5 記号の説明

記号	記号の説明	単位
A	断面積	mm ²
D	死荷重, 直径	—, mm
f _b	許容曲げ応力度	N/mm ²
f _c	許容圧縮応力度	N/mm ²
f _s	許容せん断応力度	N/mm ²
f _t	許容引張応力度	N/mm ²
F	許容応力度の基準値	N/mm ²
M	モーメント	N・mm
M _D	機械的荷重	—
M _{SAD}	機械的荷重 (S A時)	—
P _D	圧力	—
P _{SAD}	圧力 (S A時)	—
Q	せん断力	N
S _s	基準地震動 S _s により定まる地震力	—
t _i	原子炉遮蔽壁各部の厚さ (i = 1, 2, 3…)	mm
W	鉛直荷重	N
W _D	死荷重	N
Z	断面係数	mm ³
σ	組合せ応力度	N/mm ²
σ _b	曲げ応力度	N/mm ²
σ _c	圧縮応力度	N/mm ²
τ	せん断応力度	N/mm ²

3. 評価部位

原子炉遮蔽壁の耐震評価は、「4.1 構造強度評価方法」に示す条件に基づき、耐震評価上厳しくなる一般胴部及び開口集中部について実施する。

形状及び主要寸法を図 3-1 に、使用材料及び使用部位を表 3-1 に示す。



注：(P1) 及び (P2) は応力評価点を示す。

図 3-1 原子炉遮蔽壁の形状及び主要寸法 (単位：mm)

表 3-1 使用材料表

使用部位	使用材料	備考
外側円筒鋼板 (原子炉格納容器側)	□	□
内側円筒鋼板 (原子炉压力容器側)		

4. 構造強度評価

4.1 構造強度評価方法

- (1) 地震力は、原子炉遮蔽壁に対して、水平方向及び鉛直方向から作用するものとする。
- (2) 耐震計算は、原子炉遮蔽壁の自重及びその他すべての付帯物の重量に加えて、地震荷重を考慮する。
- (3) 設計基準対象施設としての評価及び重大事故等時を考慮した評価において、設計用地震力及び許容応力度の値が変わらないことから、同一の条件で構造強度評価を行う。
- (4) 構造強度評価に用いる寸法は、公称値を用いる。
- (5) 概略構造図を表 2-1 に示す。

4.2 荷重の組合せ及び許容応力度

4.2.1 荷重の組合せ

原子炉遮蔽壁の荷重の組合せを表 4-1 に示す。

表 4-1 荷重の組合せ

名称	荷重の組合せ
原子炉遮蔽壁	$D + P_D + M_D + S_s$ $D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_s$

4.2.2 許容応力度

原子炉遮蔽壁の許容応力度は、V-2-11-1「波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針」に基づき表 4-2 のとおりとする。

表 4-2 許容応力度

材料	基準値 F	短期許容応力度 (N/mm ²)			
		圧縮	曲げ	せん断	組合せ
		$1.5 \cdot f_c$	$1.5 \cdot f_b$	$1.5 \cdot f_s$	$1.5 \cdot f_t$

注記* :

4.3 設計用地震力

耐震評価に用いる設計用地震力を表 4-3 に示す。

原子炉遮蔽壁に加わる鉛直方向地震力及び水平方向地震力は、V-2-2-4「原子炉本体の基礎の地震応答計算書」により求めた基準地震動 S_s の応答値を用いる。

表 4-3 設計用地震力（設計基準対象施設及び重大事故等対処設備）

耐震設計上の重要度分類	設備区分	設置高さ (m)	応力評価点	基準地震動 S_s		
				鉛直荷重 W (N)	モーメント M (N・mm)	せん断力 Q (N)
B	生体遮蔽装置	T. M. S. L. 12.3	一般胴部	□	□	□
			開口集中部	□	□	□

4.4 計算方法

原子炉遮蔽壁の応力評価点は、原子炉遮蔽壁を構成する部材の形状及び荷重伝達経路を考慮し、発生応力が大きくなる部位を選定する。選定した応力評価点を表 4-4 及び図 3-1 に示す。

応力計算方法は既工認から変更はなく、参照図書(1)に示すとおりである。

表 4-4 応力評価点

応力評価点番号	応力評価点
P 1	一般胴部
P 2	開口集中部

4.5 計算条件

4.5.1 原子炉遮蔽壁の応力計算条件

応力計算に用いる計算条件は、本計算書の【原子炉遮蔽壁の耐震性についての計算結果】の設計条件及び機器要目に示す。

4.6 応力の評価

「4.4 計算方法」で求めた応力が許容応力度以下であること。

5. 評価結果

5.1 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備としての評価結果

原子炉遮蔽壁各部の評価結果を【原子炉遮蔽壁の耐震性についての計算結果】に示す。発生値は許容応力度を満足しており、設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認した。

6. 参照図書

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所第7号機 第1回工事計画認可申請書
IV-2-6-1「原子炉しゃへい壁の耐震性についての計算書」

【原子炉遮蔽壁の耐震性についての計算結果】

1. 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

1.1 設計条件

機器名称	耐震重要度 分類	設置高さ (m)	応力評価点	基準地震動 S _s		
				鉛直荷重 W (N)	モーメント M (N・mm)	せん断力 Q (N)
原子炉遮蔽壁	B	T. M. S. L. 12.3	一般胴部			
			開口集中部			

1.2 機器要目

W _D (N)	D (mm)	t ₁ (mm)	t ₂ (mm)	t ₃ (mm)	t ₄ (mm)	F (N/mm ²)	A (mm ²)		Z (mm ³)	
							一般胴部	開口集中部	一般胴部	開口集中部

1.3 結論

評価対象設備	評価部位		応力分類	発生値	許容応力度	判定
				N/mm ²	N/mm ²	
原子炉遮蔽壁	P1	一般胴部	圧縮応力度 σ_c	12		○
			曲げ応力度 σ_b	19		○
			せん断応力度 τ	9		○
			組合せ応力度 σ	35		○
	P2	開口集中部	圧縮応力度 σ_c	34		○
			曲げ応力度 σ_b	91		○
			せん断応力度 τ	27		○
			組合せ応力度 σ	134		○

すべて許容応力度以下である。

注記*：組合せ応力度は、鋼構造設計規準に従い許容引張応力度 f_t 以下であること。